

改訂版

高千穂町

地域福祉計画・地域福祉活動計画



令和

令和

5



9

年度

年度

令和5年3月

高千穂町

高千穂町社会福祉協議会

目次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 計画見直しの背景.....	1
2 地域福祉の考え方.....	1
3 計画の位置づけ.....	3
4 計画の期間.....	4
第2章 高千穂町の地域福祉を取り巻く現状	5
1 人口の状況.....	5
2 要介護者・障がいのある人の状況.....	10
3 社会資源の状況.....	13
4 高千穂町社会福祉協議会の状況.....	17
5 地域福祉を取り巻く環境の変化.....	19
第3章 計画の基本的な考え方	20
1 基本理念.....	20
2 基本目標.....	21
3 取り組みの体系.....	22
第4章 取り組み内容	23
基本目標1：みんなが気軽に参加できるように.....	23
基本目標2：地域における福祉サービスの質を高めるために.....	30
基本目標3：地域で安心して暮らしていくために.....	41
第5章 計画の推進に向けて	53
1 協働による計画の推進.....	53
2 計画の評価・見直し.....	55
資料編	56

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの背景

高千穂町（以下、「本町」という。）では、平成30年度に地域福祉を取り巻く現状を踏まえ、令和9年度までの10か年を計画の期間とした「高千穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）」を策定しました。

近年、少子高齢化・人口減少の進行、ライフスタイルや価値観の多様化等を背景として、家庭での扶養機能や地域での相互扶助機能が低下しており、孤立・孤独や、虐待や自殺等に加えて、引きこもり状態の長期化等による8050問題や介護と育児を同時に担うダブルケアの問題等、複合的な課題が顕在化しています。

また、防災・減災の観点において、地域の多様な担い手を育て、その連携を強めていくことが重要な課題になっています。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により地域の行事や集まりが減少し、住民同士の関係の希薄化や生活に困難を抱える人の孤立化が危惧されています。

こうした課題に対応し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、地域の人と人とがつながり、お互いに支え、支えられる関係をつくり、町や関係機関等と連携しながら、さまざまな地域課題の解決を図っていくことが必要です。

以上を踏まえ、中間年となる令和4年度に、これまでの取り組みの評価を行うとともに、国・県の動向や、今後ますます多様化していく福祉課題に対し適切に対応するため、「高千穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画」の見直しを行いました。

2 地域福祉の考え方

（1）「地域福祉」とは

「地域福祉」とは、地域でともに暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、お互いに支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていく取り組みのことです。人と人とのつながりを基本として、支援を必要とする人たちの社会参加を促す「ともに支え合う地域社会づくり」のために、地域福祉の推進が求められています。

そのためには、住民一人ひとりや地域活動を行う人たち、地域の事業所、社会福祉協議会、行政機関などが協働し、それぞれの役割や特性を生かしながら、よりよい方策を見つけ出し、していくことが必要です。このことが「地域福祉の推進」の基本的な考え方です。

(2) 「自助」「互助」「共助」「公助」の役割

これからの地域社会では、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する大切な一員であることを認識し、さまざまな立場の人々が協力しながら、地域福祉を進めていくことが求められています。具体的には、住民一人ひとりの役割や隣近所などの身近なつながりで助け合うこと、地域の組織や団体が取り組むこと、社会福祉協議会が取り組むこと、役場などの行政機関が取り組むことなど、地域社会を構成するそれぞれの立場での役割分担について描くこととなります。

人々が生活を営んでいる地域社会が、そこに住むすべての人たちにとって住みやすいところとなるためには、公的な制度による福祉サービスが整備される（公助）だけでなく、家族を含めた自らの行動（自助）や、隣近所の住民同士などの身近な人間関係のなかで、組織化されていないが、お互いさまの気持ちで支え合い、助け合うこと（互助）も大切になります。また、同時に地域住民や地域活動・地域福祉活動を行う人たちや福祉サービス事業者などが地域において組織をつくり、それぞれが役割を担った活動（共助）は、家族機能の弱体化や近隣住民同士の関係性の希薄化などが指摘されるなか、その重要度がますます高まっています。

<地域福祉の向上に向けた4つの助け>

<p>じじょ 自助 (町民の役割)</p>	<p>個人や家族による支え合い・助け合い (個人や最も身近な家族が解決にあたる)</p>
<p>きょうじょ 共助 (団体の役割)</p>	<p>互助 (地域の役割) 身近な人間関係のなかでの組織化を前提としない お互いさまの気持ちによる支え合い・助け合い (隣近所の友人や知人、別居する家族が、お互いに支え合い、助け合う)</p> <p>地域で暮らす人たちや地域活動・地域福祉活動を行う人たち、地域の施設・事業所などが組織化し、協働していくことによる支え合い・助け合い (「地域ぐるみ」で福祉活動に参画し、地域社会全体で支え合い、助け合う)</p>
<p>こうじょ 公助 (行政の役割)</p>	<p>保健・福祉・医療その他の関連する施策に基づき、行政機関が公的な福祉サービスを提供することや地域における福祉活動を支援することによる支え (行政でなければできないことは、行政が適切に対応する)</p>

3 計画の位置づけ

(1) 「地域福祉計画」とは

「地域福祉計画」とは、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、本町における「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するため、人と人とのつながりを基本として、地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取り組みを進め、「ともに生きる地域社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

(2) 「地域福祉活動計画」とは

「地域福祉活動計画」は、地域住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者などの民間団体が相互に協力して地域福祉を推進していくことを目的とする民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第 109 条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

(3) 「再犯防止推進計画」とは

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき、犯罪や非行をした人が、課題を抱えて再び罪を犯すことの無いよう、また、地域社会で孤立することなく、必要な支援が受けられるよう環境を整えていくための計画です。

(4) 計画の一体的な策定

地域福祉推進のための理念や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」は、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進にかかわるさまざまな担い手の理解と協力と参加を得ながら、取り組みを展開するという共通の目的をもつものです。

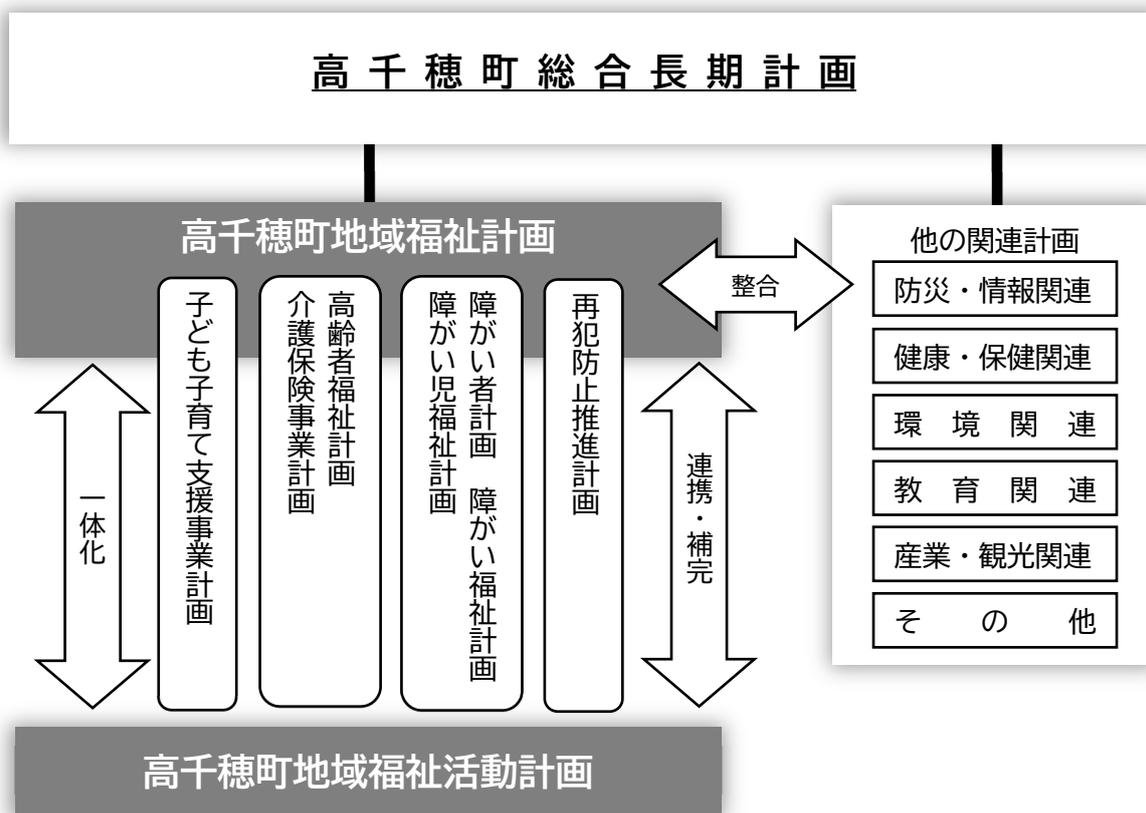
これらが一体となって計画が策定されることにより、高千穂町役場と高千穂町社会福祉協議会とともに、地域住民、民生委員・児童委員、自治組織である公民館や各種団体、さらに、ボランティア団体、NPO 法人、福祉や介護サービス事業所、関係機関・団体など、地域福祉の推進にかかわるさまざまな担い手の役割や協働のあり方が明確化され、より実効性のある計画づくりが可能となります。また、「再犯防止推進計画」が目指す、罪を犯した人が再犯に及ぶことなく、地域の理解のもとで生活ができる社会の実現のためには、地域福祉の推進が必要不可欠です。

このような考え方にに基づき、本町および社会福祉協議会では、地域住民が、身近な地域社会でお互いに支え合う仕組みを整えるとともに、地域福祉に関する活動などを積極的に推進するため、3つの計画を一体的に策定するものとします。

(5) 各計画との関係

本計画は、高千穂町総合長期計画を上位計画とし、これまでに策定された各分野の福祉計画を横断的につなぐとともに、関連する計画との整合性と連携を確保して策定します。

また、本計画は、既存の各分野別の福祉計画のように対象者が限定されるものではなく、すべての住民を対象に、地域における福祉活動を推進するための計画となります。



4 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から令和9年度までの10年間とします。令和4年度に計画の見直しを行ったうえで、見直しの後の取り組みの期間については、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

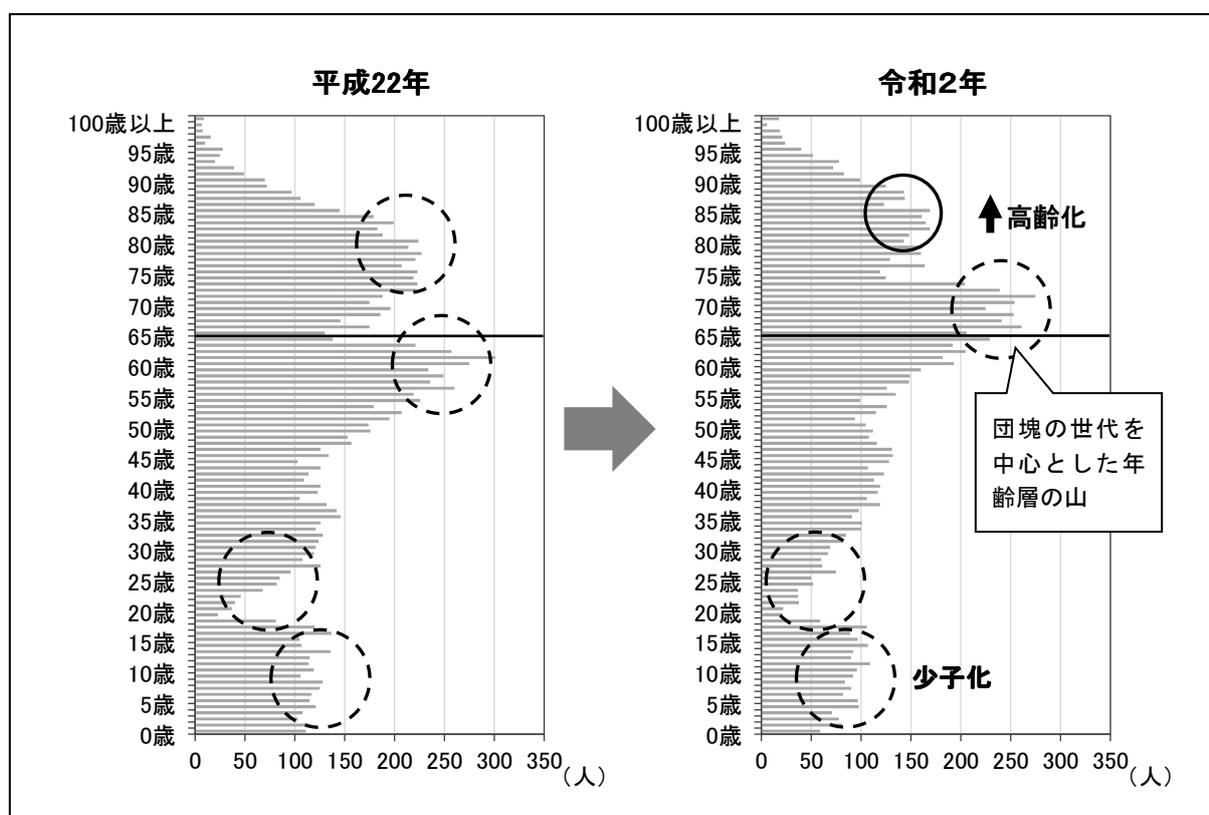
第2章 高千穂町の地域福祉を取り巻く現状

1 人口の状況

(1) 人口構成の変化

平成22年から令和2年にかけての人口構成の変化についてみると、10年間で生産年齢人口の膨らみが細くなっていることがわかります。また、令和2年には70歳前後、85歳前後を頂点とする2つの山があり、高齢化がさらに進行しています。

<人口構成の推移>



資料：国勢調査

(2) 年齢3区分別人口構成の推移

本町の総人口は、平成12年以降減少を続けており、平成12年の15,843人から令和2年には11,642人と、20年間で約4,200人減少しています。

年齢3区分別にみると、平成12年以降、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続く中、老年人口（65歳以上）は増加傾向で推移しており、令和2年の高齢化率は43.1%となっています。

令和7年以降の推計においても総人口は減少を続け、令和12年には9,678人になることが見込まれています。

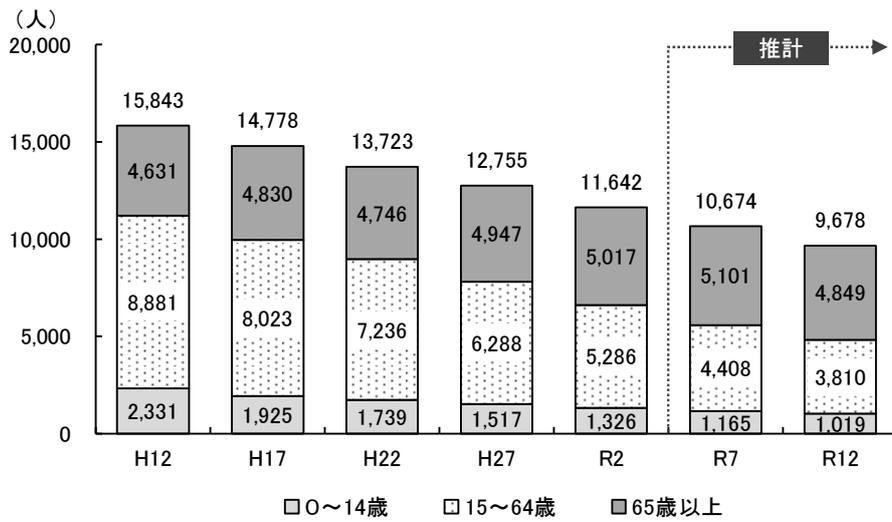
<年齢3区分別人口構成の推移・推計>

(単位：人、%)

	平成 12年	平成 17年	平成 22年	平成 27年	令和 2年	令和 7年 (推計)	令和 12年 (推計)
総人口	15,843	14,778	13,723	12,755	11,642	10,674	9,678
年少人口（0～14歳）	2,331	1,925	1,739	1,517	1,326	1,165	1,019
構成比	14.7	13.0	12.7	11.9	11.4	10.9	10.5
生産年齢人口（15～64歳）	8,881	8,023	7,236	6,288	5,286	4,408	3,810
構成比	56.1	54.3	52.7	49.3	45.4	41.3	39.4
老年人口（65歳以上）	4,631	4,830	4,746	4,947	5,017	5,101	4,849
構成比	29.2	32.7	34.6	38.8	43.1	47.8	50.1
65～74歳	2,619	2,292	1,860	1,966	2,283	2,119	1,681
構成比	16.5	15.5	13.6	15.4	19.6	19.9	17.4
75歳以上	2,012	2,538	2,886	2,981	2,734	2,982	3,168
構成比	12.7	17.2	21.0	23.4	23.5	27.9	32.7
年齢不詳	0	0	2	3	13		

資料：国勢調査（令和7年～の推計は、国立社会保障・人口問題研究所による）
※各区分の構成比は総人口（年齢不詳含む）に対する割合

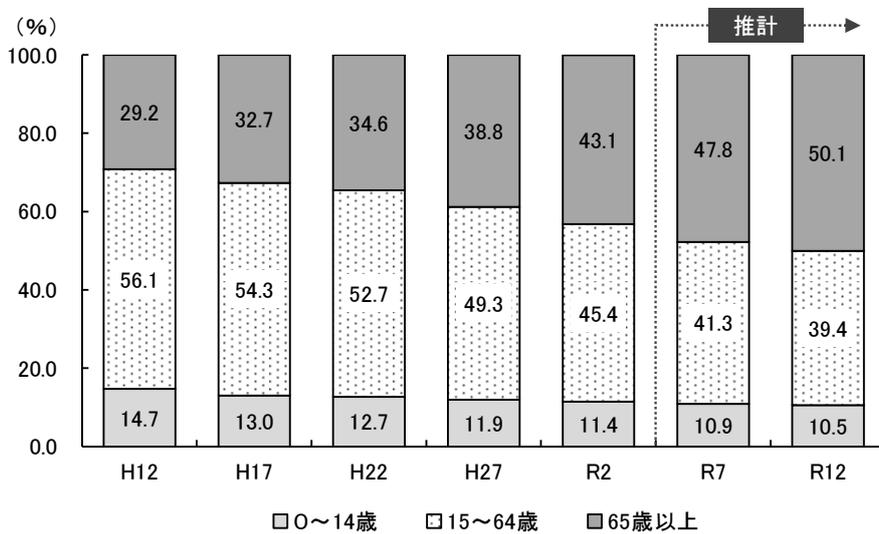
<年齢3区分別人口構成の推移・推計>



資料：国勢調査
 ※総人口は年齢不詳も含む。

年齢3区分別人口構成比の推移をみると、少子高齢化の傾向が顕著にあらわれており、令和2年は年少人口比率が11.4%、老年人口比率が43.1%となっています。令和7年以降の推計においてもこの傾向が続き、令和12年には高齢化率が50%を超える見込みとなっています。

<年齢3区分別人口構成比の推移・推計>

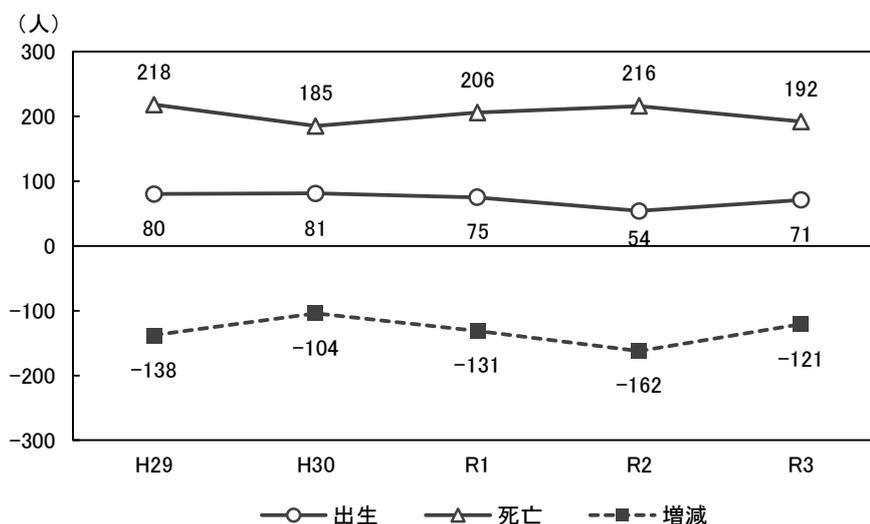


資料：国勢調査
 ※各区分の構成比は総人口（年齢不詳含む）に対する割合のため、合計が100.0%にならない場合がある。

(3) 自然動態、社会動態

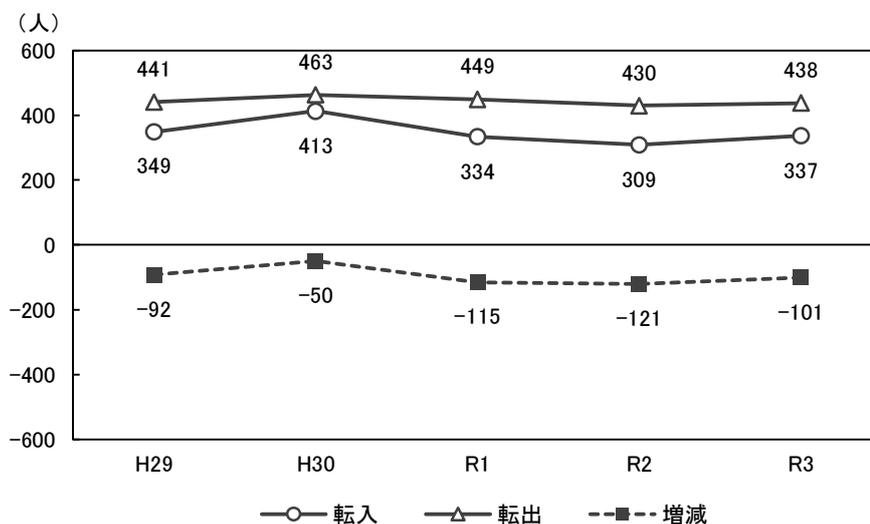
自然動態の推移をみると、平成 29 年以降、死亡数が出生数を上回っており、自然減の状態が続いています。また、社会動態についても、平成 29 年以降、転出数が転入数を上回っており、社会減の状態が続いています。

<自然動態の推移>



資料：宮崎県の推計人口と世帯数（年報）各年 10 月 1 日

<社会動態の推移>



資料：宮崎県の推計人口と世帯数（年報）各年 10 月 1 日

(4) 世帯構成の推移

世帯構成の推移をみると、一般世帯総数は平成12年以降減少を続けており、平成12年の5,046世帯から令和2年には4,507世帯と、20年間で約540世帯減少しています。

内訳をみると、親族世帯の減少が続いている一方、単独世帯については増加が続いており、令和2年の単独世帯は1,344世帯となっています。

<世帯構成の推移>

(単位：世帯)

	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		総数	核家族世帯					その他の親族世帯		
			総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども			
平成12年	5,046	3,918	2,343	1,076	908	50	309	1,575	9	1,119
平成17年	4,928	3,751	2,319	1,017	877	67	358	1,432	12	1,165
平成22年	4,779	3,577	2,321	993	857	73	398	1,256	25	1,177
平成27年	4,667	3,373	2,328	1,036	814	76	402	1,045	24	1,270
令和2年	4,507	3,135	2,284	1,043	795	70	376	851	28	1,344

資料：国勢調査

65歳以上の高齢者のいる世帯についてみると、平成12年以降3,000世帯前後で推移していますが、一般世帯総数が減少しているため、65歳以上の高齢者のいる世帯の割合は増加しており、令和2年には65.9%となっています。

内訳をみると、一人暮らしの世帯、高齢者夫婦世帯ともに平成12年以降増加を続けており、令和2年にはそれぞれ745世帯、774世帯となっています。

<高齢者世帯の推移>

(単位：世帯、%)

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯総数	5,046	4,928	4,779	4,667	4,507
65歳以上の高齢者のいる世帯	2,923	3,022	2,930	2,991	2,971
構成比	57.9	61.3	61.3	64.1	65.9
一人暮らしの世帯	483	559	588	683	745
構成比	9.6	11.3	12.3	14.6	16.5
高齢者夫婦世帯*	452	493	551	603	774
構成比	9.0	10.0	11.5	12.9	17.2
その他の世帯	1,988	1,970	1,791	1,705	1,452
構成比	39.4	40.0	37.5	36.5	32.2

資料：国勢調査

*高齢者夫婦世帯：夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯

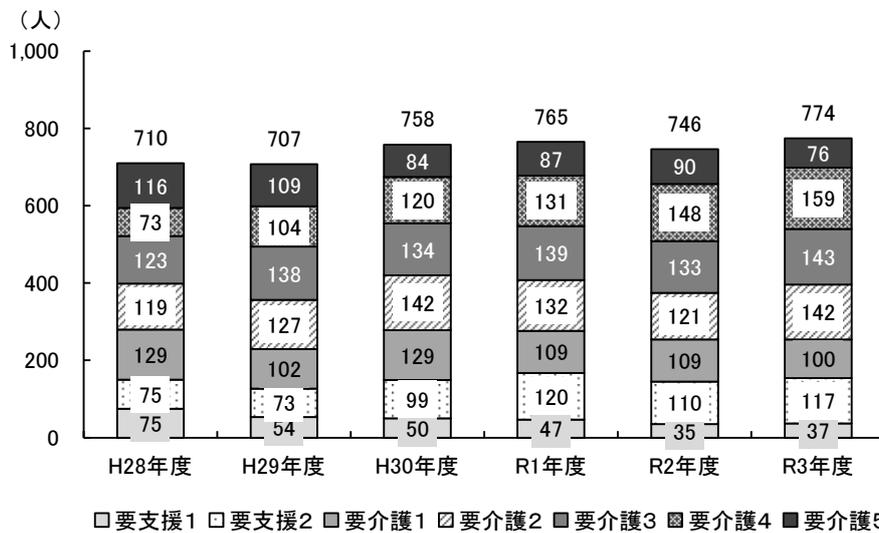
2 要介護者・障がいのある人の状況

(1) 要介護（支援）認定者の状況

要介護（支援）認定者数の推移をみると、全体では増減を繰り返しており、令和3年度には774人となっています。

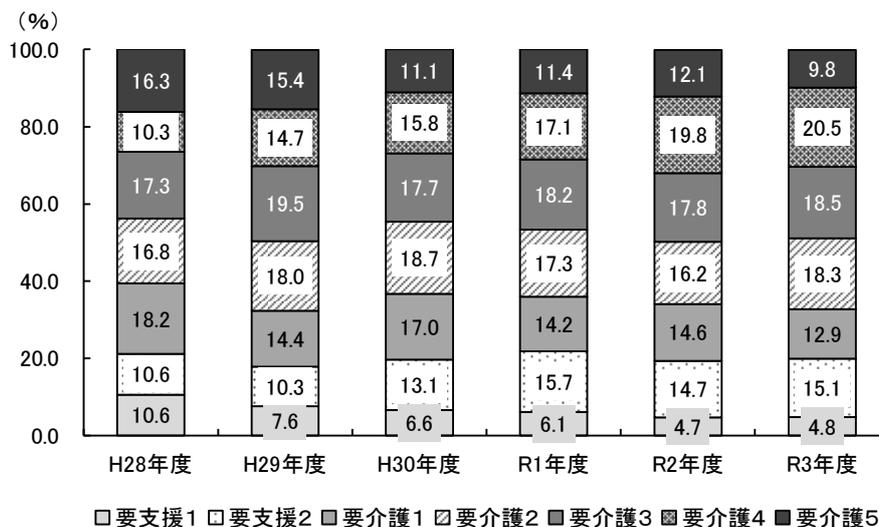
内訳をみると、「要介護5」「要支援1」の割合が減少傾向にある一方、「要介護4」の割合は増加傾向にあり、令和3年度は「要介護4」と「要介護5」の重度者で約3割を占めています。

<要介護（支援）認定者数の推移（第1号被保険者のみ）>



資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）

<要介護（支援）認定者割合の推移（第1号被保険者のみ）>



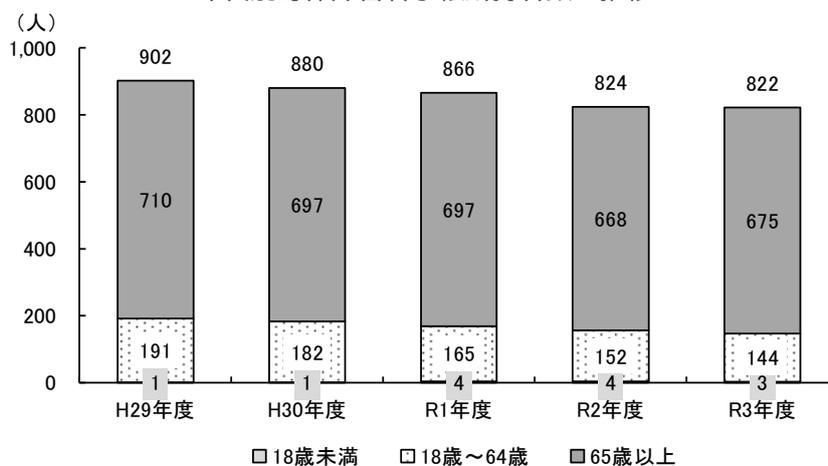
資料：介護保険事業状況報告（各年10月月報）

(2) 障害者手帳所持者の状況

① 身体障がいのある人

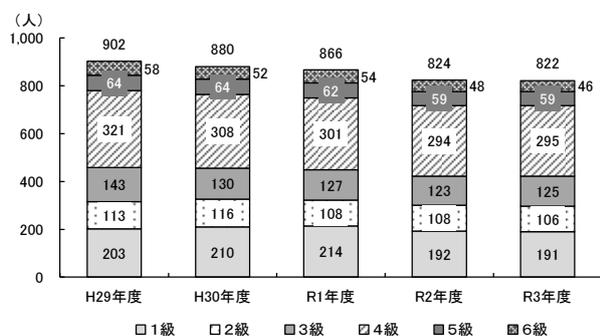
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、全体では年々減少しており、令和3年度には822人となっています。年代別にみると、いずれの年度も65歳以上が最も多く、令和3年度は675人と全体の約8割を占めています。障がい程度別にみると、いずれの年度も4級に次いで1級が多く、令和3年度には4級が295人、1級が191人となっています。障がい種別にみると、いずれの年度も肢体不自由に次いで内部障がいが多く、令和3年度には肢体不自由が454人、内部障がいが261人となっています。

<年代別身体障害者手帳所持者数の推移>

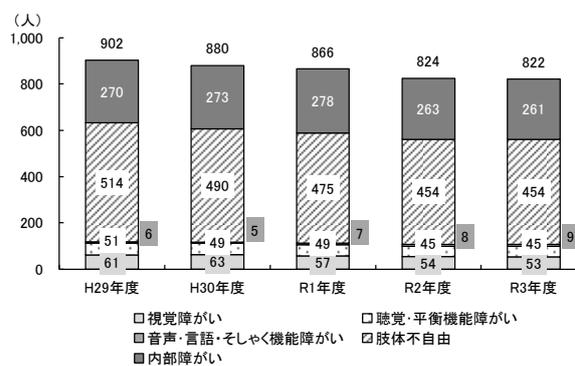


資料：福祉保険課（各年度末現在）

<障がい程度別身体障害者手帳所持者数の推移>



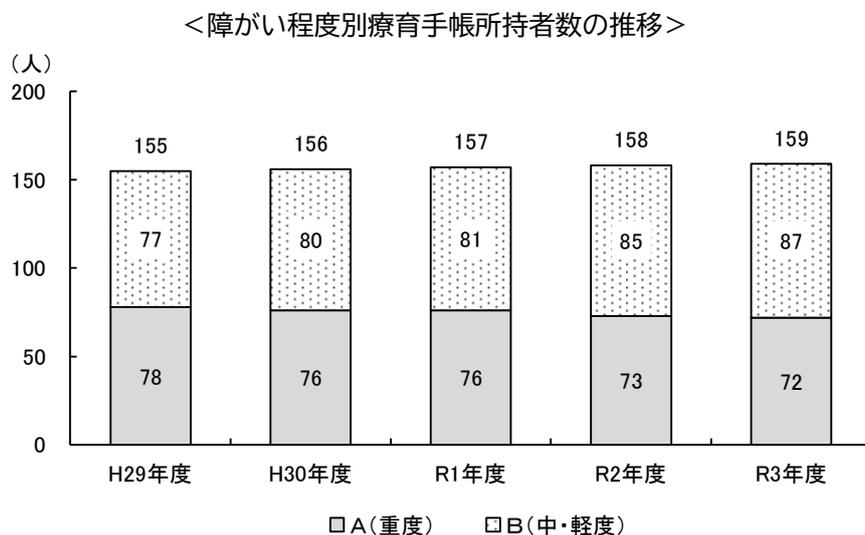
<障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移>



資料：福祉保険課（各年度末現在）

② 知的障がいのある人

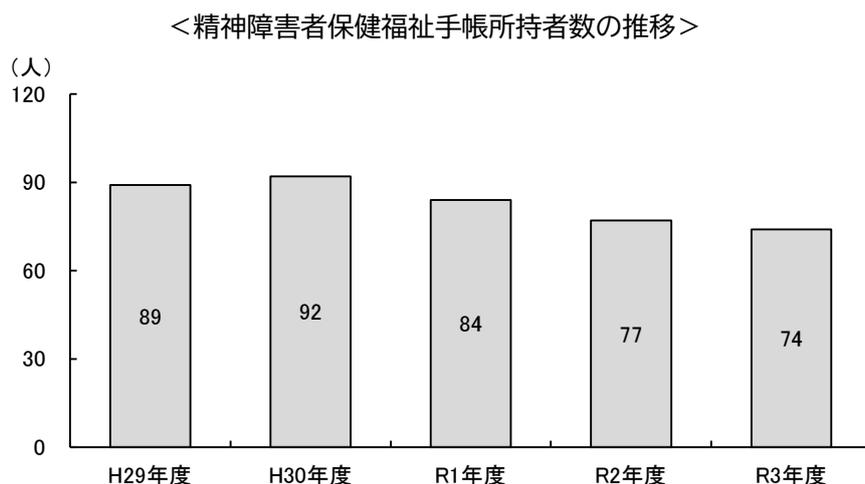
療育手帳所持者数の推移をみると、年々増加しており、令和3年度には159人となっています。障がい程度別にみると、A（重度）が減少傾向にある一方、B（中・軽度）は年々増加しています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

③ 精神障がいのある人

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、減少傾向にあり、令和3年度には74人となっています。



資料：福祉保険課（各年度末現在）

3 社会資源の状況

(1) 人的資源の状況

① 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、住民の中から選ばれ都道府県知事の推薦を受けて厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

また、民生委員・児童委員の中には児童福祉問題を専門に担当する主任児童委員が設置されています。

主な職務は、以下のとおりです。

- 住民の生活状態を把握し、援護が必要な人の自立への相談・助言・援助を行うこと
- 援護が必要な人が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報提供、その他援助を行うこと
- 社会福祉事業者または社会福祉活動者と密接に連携し、その事業または活動を支援すること
- 県福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること

本町では、53人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員が3人）が住民の福祉の向上のために活動しています。

② ボランティア団体

高千穂町ボランティア連絡協議会に加入している団体（グループ）・個人は11団体となっています。

<高千穂町ボランティア連絡協議会加入団体・個人一覧>

団体（グループ）名	主な活動内容	会員数
アマチュア無線奉仕団	事故発生時の通信活動、美化活動、イベント参加	14
高千穂町民生委員・児童委員協議会	地区状況把握・相談・協力等福祉の推進活動	53
高千穂町赤十字奉仕団	被災地への支援活動、献血協力、イベント参加	134
JAたんぼぼ会	施設訪問、イベント参加、環境美化、ヘルパー	21
福祉ほしゃどん会	施設訪問、イベント参加、環境美化	23
高千穂町さんさんクラブ連合会	環境美化、イベント参加、友愛訪問	1,145
県北同友会	イベント参加、環境美化	33
子育て支援「ぼっぼの会」	預かり保育、託児所、美化運動、イベント参加	13
高千穂地区更生保護女性会	青少年健全育成運動、施設訪問、イベント参加	112
手話サークル高千穂	ミニ講習会、手話通訳、イベント参加、環境美化	31
NPO 法人一滴の会	空家改造、観光地整備活動、清掃、イベント参加	19
合計		1,598

資料：高千穂町社会福祉協議会（令和4年4月）

③ NPO 法人

NPO 法人は、公的なサービスでは対応しきれない住民の困りごとなどに支援の手を差し伸べるなど、きめ細かく柔軟な対応が可能のため、民間サービス事業所の一つの形態として、住民の生活に今後ますます浸透していくことが期待されています。

現在、本町では4団体のNPO法人が地域で福祉に関する活動を行っています。

<福祉分野のNPO法人の活動内容等>

団体（グループ）名	主 な 活 動 内 容
NPO 法人 彩り	就労が困難な人々（主に障がい者）に対し、自立支援や福祉的支援を通じての職業訓練や就労機会を提供。 障がい者就労継続支援 A・B型多機能事業所
NPO 法人 天岩戸友愛会	障がい者施設 就労継続支援事業所（B）、グループホーム
NPO 法人 談笑会	障がい者施設 就労継続支援事業所（B）
NPO 法人 一歩会	障がい者施設 生活介護事業所

資料：福祉保険課、高千穂町社会福祉協議会

（2）保健・医療・福祉に関する施設等の状況

① 児童福祉分野

児童福祉分野の施設の状況をみると、町内には保育所、小規模、幼稚園、認定こども園が計7箇所、小学校が5箇所、中学校が2箇所、放課後児童クラブが5箇所、子育て支援センターが1箇所、子育て世代包括支援センターが1箇所となっています。

<児童福祉分野の施設>

施設の種類	箇所数	定員	学級数	児童・生徒数 (登録者数)
保育所、小規模、幼稚園、認定こども園	7箇所	426人	—	418人
小学校	5箇所	—	37学級	528人
中学校	2箇所	—	13学級	260人
放課後児童クラブ	5箇所	—	—	251人
子育て支援センター	1箇所	—	—	—
子育て世代包括支援センター (保健福祉総合センターげんき荘内)	1箇所	—	—	—

資料：福祉保険課、教育委員会（令和4年9月1日現在）

② 高齢者福祉分野

高齢者福祉分野の施設の状況をみると、町内には介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と介護医療院、養護老人ホームがそれぞれ1箇所、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が2箇所、有料老人ホームが2箇所、地域包括支援センターが1箇所となっています。在宅介護を支援するサービス事業所の状況をみると、通所介護事業所（デイサービス）が6箇所、訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）が2箇所、訪問看護事業所が1箇所、居宅介護支援事業所（計画作成）が4箇所、ヘルパー派遣事業所（介護保険適用外）が1箇所となっています。

＜高齢者福祉分野の施設＞	
施設の種類	箇所数
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	1箇所
介護医療院	1箇所
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	2箇所
有料老人ホーム	2箇所
養護老人ホーム	1箇所
地域包括支援センター （保健福祉総合センターげんき荘内）	1箇所

資料：福祉保険課（令和4年9月1日現在）

＜高齢者福祉分野の在宅介護を支援する事業所＞	
施設の種類	箇所数
通所介護事業所（デイサービス）	6箇所
訪問介護事業所 （ホームヘルプサービス）	2箇所
訪問看護事業所	1箇所
居宅介護支援事業所（計画作成）	4箇所
ヘルパー派遣事業所 （介護保険適用外）	1箇所

資料：保健福祉総合センター（令和4年9月1日現在）

③ 障がい福祉分野

障がい福祉分野の施設等の状況をみると、町内には就労継続支援事業所が3箇所、生活介護支援事業所が1箇所、デイケア・デイナイトケア事業所が1箇所、特定相談支援事業所が1箇所、グループホームが1箇所、支援学校が1箇所となっています。療育支援や障がい児支援については、宮崎県北部の事業所等と提供体制の連携を図っています。また、平成30年度より基幹相談支援センター（子ども・障がい者ネットワークセンター）を設置し、令和2年度からは西臼杵広域で活動しています。

＜障がい福祉分野の施設＞

施設の種類	箇所数
就労継続支援事業所（A型B型多機能事業所）	1箇所
就労継続支援事業所（B型事業所）	2箇所
生活介護支援事業所	1箇所
デイケア・デイナイトケア事業所	1箇所
特定相談支援事業所	1箇所
グループホーム	1箇所
支援学校	1箇所
基幹相談支援センター（西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター）	1箇所

資料：福祉保険課（令和4年9月1日現在）

④ 保健・医療分野

町内の保健・医療施設は、町立病院と個人病院がそれぞれ1箇所と個人医院等が8箇所、町保健福祉総合センターが1箇所あります。また、救急医療や高次医療については、宮崎県北部の医療圏や医療機関との連携を図っています。

<保健・医療分野の施設>

施設の種類	箇所数
町立病院	1箇所
個人病院	1箇所
個人医院（内科）	2箇所
個人医院（婦人科）	1箇所
個人医院（歯科）	5箇所
保健福祉総合センター	1箇所

資料：福祉保険課（令和4年9月1日現在）

4 高千穂町社会福祉協議会の状況

(1) 高千穂町社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関で構成された社会福祉法に基づく民間組織です。

高千穂町社会福祉協議会は、昭和 58 年 9 月に社会福祉法人として認可され、地域が抱えているさまざまな福祉課題の把握のもと、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした活動の実践を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」を推進しています。

<【参考】社会福祉法より抜粋>

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

<組織の概要>

設立認可	昭和 58 年 9 月 6 日
構成	理事：8 人（会長 1 人、副会長 1 人、常務理事：1 人、理事 5 人） 監事：2 人 評議員：15 人
会員数（令和 3 年度）	普通会員：3,183 人

(2) 令和3年度の活動内容

各種募金活動	日赤社資、社会を明るくする運動募金、社協会員募集、赤い羽根共同募金、歳末助け合い運動
法律相談	弁護士による無料法律相談（毎月第4水曜日）
貸付金事業	生活お困り世帯、低所得世帯を対象にたすけあい資金、生活福祉資金の貸付
貸出事業	電動ベッド、車椅子、ポータブルトイレ等の福祉機器、行事用テントを無料で貸出
交流・福祉育成事業	小中学生を対象に花壇の手入れなどの児童との交流
ボランティア啓発ポスター標語募集	コロナ禍により中止
青少年ワークキャンプ	令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止
介護職員初任者研修開講	高校生・社会人を対象に介護職員になるための基本的な知識と技術についての研修を実施
日赤講習会・青少年赤十字活動支援	小中学生を対象に青少年赤十字活動を支援、日赤講習会については令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大により未開催
居宅介護サービス事業	居宅介護支援、あいづらす事業、福祉機器貸し出しを実施
日常生活自立支援事業	自分の判断能力に不安がある方を対象に金銭や書類等の管理を行う
子育て支援事業	ファミリーサポートセンターの運営を行う。
指定特定相談事業	障がい者・児の方々の日常生活を支援するための福祉サービス利用計画を作成
介護保険事業	居宅介護支援事業の実施
ボランティアセンター事業	ボランティアの育成、活動支援、ボランティアコーディネート業務、ボランティア連絡協議会事務局
シルバー人材センター事業	高齢者の自立や社会参加を目的に実施
受託事業	ふれあい給食サービス事業、いきいきサロン事業、老人福祉館の管理運営、交流事業など
民生委員・児童委員協議会	事務局
福祉まつり、障がいふれあいレクリエーション	住民の福祉への理解と障がい者とのふれあい交流を目的に実施
フードバンク事業	食材等のお届け「おむす便」の運営、みんなの居場所「まんまるカフェ」の実施

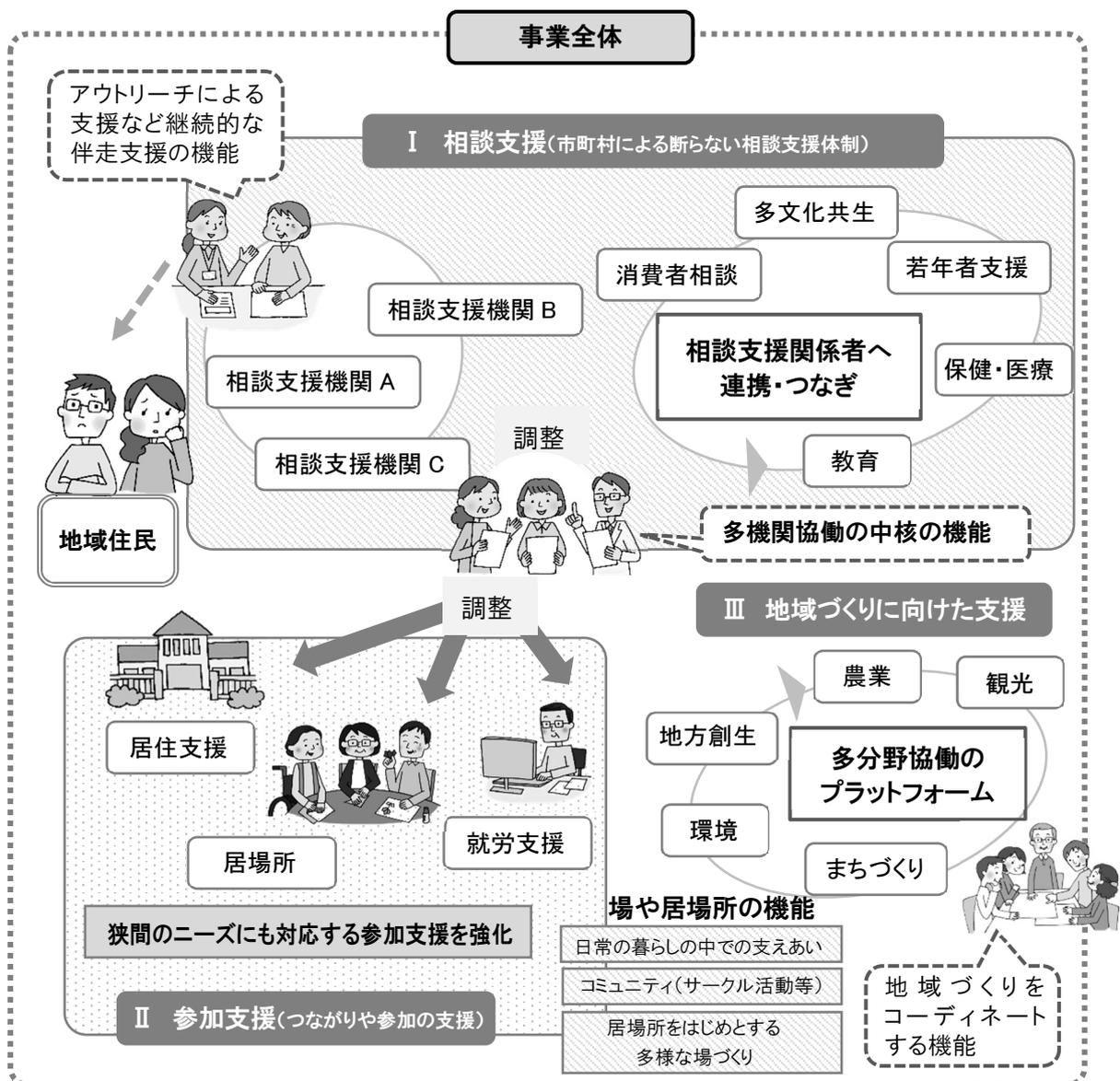
5 地域福祉を取り巻く環境の変化

本町では、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、支えあいながら、活躍できるコミュニティを育て、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

国においては、地域住民の抱える複雑化・多様化した課題や制度の狭間にあるニーズへの対応が困難となっている現状を背景として令和3年4月に施行された改正社会福祉法では、属性を問わず広く地域住民を対象とした重層的支援体制整備事業の創設等について規定されました。重層的支援体制整備事業は、Ⅰ「相談支援」、Ⅱ「参加支援」、Ⅲ「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施するものであり、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な支援体制の構築が求められています。

本計画の見直しでは、上記の3つの支援の一体的な展開を視野に入れながら地域福祉の推進を図ります。

■重層的支援体制整備事業について（イメージ）



資料：厚生労働省「地域共生社会の推進に向けた「かわら版」第2号」掲載図参考

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本町では、神話が息づき、豊かな自然の中で温かな人間性や助け合いの精神が育まれ、昔から息づく地域社会でのつながりを大切にしながら、生活が営まれてきました。

人口が減少すること、また、地域の課題が多様化・複雑化していくなかで、高齢者や子どもたち、障がいのある人など、地域でともに暮らす誰もが、地域を構成するかけがえのない一人として生活していくためには、すべての住民が住み慣れた地域や家庭の中で、主体的に地域に参加し、ともに助け合い、支え合うことがますます重要となっています。

以上のような考え方を踏まえ、本計画では、地域みんなが協力し合い、支え合うことで、安心して暮らし続けることのできる町を目指します。

<基本理念>

安心できる暮らしを地域みんなで支え合うまち高千穂

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、社会福祉法第 107 条で掲げられている3つの「地域福祉計画に盛り込むべき事項」を踏まえ、本計画における基本目標として、以下の3本の柱を設定します。

基本目標 1 みんなが気軽に参加できるように

これからの地域福祉は、町民みんなが参加していくことが大切となります。町民みんなが互いにあいさつし、声をかけ合い、気をかけ合うことだけでも地域社会はよくなります。このような身近な地域における見守り体制をつくり、地域住民の交流の場を充実させながら、誰もが気軽に地域における福祉活動に参加し、取り組むことができる地域づくりを目指します。

また、多くの町民の参加を促すために、わかりやすく福祉に関する情報を提供し、福祉課題を学べる場を充実させていきます。

基本目標 2 地域における福祉サービスの質を高めるために

身近な地域で質の高い福祉サービスを提供・利用することができるよう、障がいの有無や年齢、立場の違いにかかわらず、誰もが安心して暮らせる環境づくりを目指します。

このため、専門職員の能力向上、福祉人材の育成、ボランティアの育成に努めていきます。また、防犯体制や災害時・緊急時の支援といった安心・安全を支える体制の充実を図っていきます。

基本目標 3 地域で安心して暮らしていくために

町民みんなの安全安心な暮らしを支えるために、困りごとを気軽に相談できる場の整備や、制度の狭間や子どもの貧困問題など、複雑化・多様化する課題に対応できるよう関係機関のネットワーク体制を充実させます。

また、どのような方でも支援が必要な時に、適切な福祉サービスが受けられるよう、わかりやすく情報を発信し、相談体制を拡充していきます。また、地域において誰もが安心して暮らしていけるよう、再犯防止の取り組みも推進します。

3 取り組みの体系

基本理念	基本目標	施策	取組
安心して暮らす地域をみんなで支え合うまち高千穂	みんなが気軽に参加できるように	1 見守り活動の充実	(1) 日常的な見守り体制の構築
		2 広報・啓発活動	(1) 誰にでもわかるような情報の発信
		3 学ぶ機会の充実	(1) 人権と福祉教育の充実 (2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実
		4 交流やつながりの充実	(1) 地域交流の機会と場の充実
	地域における福祉サービスの質を高めるために	1 福祉サービスの質の向上	(1) 福祉サービスの充実 (2) 専門職の研修機会の充実 (3) 福祉人材の養成支援
		2 ボランティア活動の充実	(1) ボランティアの育成
		3 防災活動の充実	(1) 平常時の備えの充実 (2) 災害時の体制づくりの構築
		4 防犯・交通安全活動の推進	(1) 地域の防犯力の向上 (2) 交通安全活動の充実
	地域で安心して暮らしていくために	1 情報提供の充実	(1) わかりやすく情報を伝える (2) 情報を受け取る側の意識を高める
		2 地域の相談体制の充実	(1) 地域で相談できる人を作る
		3 個人の権利の尊重	(1) 生活弱者を守るために (2) 虐待防止の強化 (3) 子どもの貧困対策の推進
		4 関係機関・団体の連携	(1) ネットワーク体制の充実
		5 生活困窮者への支援	(1) 経済的支援の推進 (2) 就労支援の推進
		6 再犯防止の推進 (高千穂町再犯防止推進計画)	(1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供 (2) 就労の確保 (3) 広報・啓発活動の促進

第4章 取り組み内容

基本目標1：みんなが気軽に参加できるように

現状と課題

- 核家族化、少子高齢化等により、地域内でのつながりが希薄化していく傾向があります。また、子育て世帯や高齢者世帯など、多様化・複雑化した困りごとを周囲に相談することができず、孤立してしまうことも考えられ、地域内での顔の見える関係性づくりが必要となっています。
- 住民が集まり、不安や悩みを相談できるよう地域内での居場所づくりを進めていくため、住民の身近な圏域において地域活動等を活発化させていく必要があります。また、地域活動に誰もが参加できるよう、地域の団体等が活動内容を発信したりする機会が必要です。
- 地域のつながりの希薄化によって子育て世代や高齢者、障がいのある方などが孤独・孤立しないよう、子どもや高齢者といった年代ごとの集いの場だけでなく、幅広い世代が集まり交流できる場を確保するとともに、福祉ボランティア等の交流を促進する担い手の確保が必要です。
- 誰もがお互いを尊重し、共に生きる意識を育んでいくため、偏見や差別をなくす人権教育や福祉教育の推進が必要です。また、学校などで、福祉体験学習とあわせて、ボランティア体験など小さいころから福祉に関わる機会を増やす必要があります。
- 生涯学習などを通して福祉や自分が住む地域について学び、福祉の心や郷土愛を育む機会を増やす必要があります。また、地域で共に生きる一人ひとりがお互いを認め合えるよう、障がいや認知症に対する理解や自らの健康など、福祉に関わる身近な話題を学ぶ機会が必要です。

1 見守り活動の充実

(1) 日常的な見守り体制の構築

めざす方向性	
<p>■ 住民同士のかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことで、同じ地域で生活する誰もが、孤立することなく、安心して暮らせる地域を目指します。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自分からあいさつや声かけをし、地域とのつながりをもちましょう。 ●悩みをひとりで抱え込まず、周囲に相談しましょう。 ●地域の行事や活動に積極的に参加しましょう。
地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に関心を持ち、地域で困っている人がいたらお互いに声をかけ合い、相談窓口を教えましょう。 ●誰もが参加しやすい行事を計画したり、参加への声かけを行いましょう。 ●他の地域の取り組みでよいことは真似してみましょう。
団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所は、地域にとって身近な存在となれるよう地域の福祉活動に積極的に協力し参加しましょう。 ●事業活動のなかで見守りを心がけ、異常や緊急時は通報しましょう。 ●社会福祉協議会は、地域での支え合いや助け合いの大切さを啓発します。 ●社会福祉協議会は積極的に地域に出向いて、相談窓口の周知に努めるとともに、アウトリーチ型の支援体制について検討します。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地区の民生委員・児童委員の一覧表を配布して住民に周知することで支援する人が活動しやすく、支援が必要な人が相談しやすくします。 ●見守り活動や通いの場など地域で活動する人の情報交換の場を設けます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	福祉協力員の拡充	福祉協力員を拡充し、さまざまな地域の組織が連携・協力して、一人暮らし高齢者等の把握、訪問、安否確認などの見守り活動を行う仕組みをつくります。	拡大
2	相互助け合い運動への支援	民生委員・児童委員と連携し、相互助け合い運動を周知するとともに、支援の充実を図ります。	継続
3	日常生活での見守り活動の充実	各地区において、民生委員・児童委員による一人暮らし高齢者等の見守り運動を実施し、把握した地域課題については、関係機関へ連絡・対応を行っています。今後も、地域住民も含めた、定期的な見守り運動を実施していきます。	継続
4	高千穂町赤十字奉仕団の活動促進	各地区で一人暮らし高齢者等の交流会等の活動を行っています。奉仕団の高齢化もありますが、研修等を充実し、会員の育成と新規加入の促進を図ります。	継続

2 広報・啓発活動

(1) 誰にでもわかるような情報の発信

めざす方向性	
<p>■ 身近な地域において、誰もが適切に情報を得られる仕組みづくりを進めます。また、情報の入手が困難な人へのきめ細かい配慮など、わかりやすい情報を提供するための工夫と充実を図ります。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関心を持ち、説明会や研修会に参加しましょう。 ●知り得た情報を近所や家族に話しましょう。 ●広報誌や回覧板をよく読みましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●回覧板を活用し福祉に関する情報や地域活動の情報を伝えましょう。 ●地域の集まりの時などを活用し、福祉に関する話をしましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で活動する団体は、積極的に活動の様子を発信し、活動の活性化や情報共有を進めましょう。 ●福祉サービス事業所は、利用者やその家族に必要な福祉の情報を丁寧説明しましょう。 ●福祉サービス事業所は、地域の人への見学会などを開くなど福祉に関心を持つきっかけづくりに努めましょう。 ●社会福祉協議会は、サロンや地域の集いに出向いて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスの情報をわかりやすく伝えます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●広報誌やホームページ、防災行政無線、テレビ高千穂などあらゆる媒体を活用して、福祉サービスや福祉に関する制度を周知します。 ●ふれあいバスや待ち合いなど高齢者の目にふれやすい場所を活用して広報します。 ●広報誌、ホームページ、パンフレットの文字や表現などをわかりやすく工夫します。 ●町全体での地域福祉推進に向けて、地域福祉計画・地域福祉活動計画の普及と地域福祉の啓発に努めます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	社協だよりの活用	地域住民に社協だよりを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	継続
2	社協ホームページの活用	地域住民に社協ホームページを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	継続

3 学ぶ機会の充実

(1) 人権と福祉教育の充実

めざす方向性	
<p>■ 性別や年齢、障がいの有無、経済的な格差などに関係なく、誰もが同じ地域社会の一員として尊重される社会の実現を目指し、人権や福祉のあり方に関する学びの場や機会の充実を図ります。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●人権や福祉のあり方に関する学びの場に積極的に参加しましょう。 ●さまざまな人とかかわりを持ち、地域福祉のあり方について考えてみましょう。
地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●個人情報取り扱いに十分気を付けましょう。 ●誰もが地域行事などに参加しやすいよう、開催内容や情報伝達を工夫しましょう。
団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会は、夏休み期間などを利用して児童や生徒の福祉教育の充実を図ります。 ●社会福祉協議会は学校と連携し、福祉体験学習等への協力を行います。 ●社会福祉協議会は学校と連携し、戦争体験や昔ながらの生活を児童生徒に伝えることで地域や人とのつながりについて学ぶための支援をします。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会や福祉事業所と連携し、福祉体験学習等に積極的に取り組みます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	児童・生徒に対する福祉教育の推進	小・中学生に対して、ボランティアセンターを中心として、車いすやアイマスク、ハンディキャップ体験等を実施しています。福祉体験、ボランティア体験を充実し、福祉への理解促進を図ります。	継続
2	青少年赤十字指定校に活動助成金の配分	福祉の心や環境への理解を促進するため、指定校に対して、助成を行っています。各学校では、高齢者への暑中見舞いや年賀状を出したり、学校の花壇整備などの美化・環境活動を行っています。今後は、指定校の拡充にも取り組んでいきます。	継続
3	幼児福祉の推進への協力	主任児童委員を中心に幼児宅訪問を行います。	継続
4	福祉育成交流事業の充実	小・中・高校生、社会人を対象に高齢者疑似体験や盲導犬とのふれあい等体験交流を実施しています。今後も福祉を学びきっかけとなるよう充実します。	継続
5	青少年ワークキャンプ事業の推進	高校生を対象に特別養護老人ホームで介護体験学習を実施しています。今後も施設や学校と連携をとりながら、事業の継続を図ります。	継続

(2) 生活上の福祉課題を学ぶ場の充実

めざす方向性	
<p>■ 障がいや認知症などの支援が必要な人への理解を進めるため、勉強会や講習会への参加やさまざまな人々とふれあう機会を通じて、子どもから高齢者まで、すべての年代に対して福祉教育を充実させます。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●認知症サポーターなどの活動に積極的に参加しましょう。 ●福祉に関する勉強会や講習会に積極的に参加しましょう。
地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動の中に福祉に関する学習会を取り入れましょう。
団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所や社会福祉協議会で介護や支援の方法等に関する学習会を開催しましょう。 ●各事業所は、認知症サポーター養成講座や介護の学習会の開催を企画し、積極的に取り組みましょう。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●介護や介護の支援方法等に関する学習会の開催を支援します。 ●認知症サポーター養成講座を開き、受講者の活動の場をつくります。 ●テレビ高千穂で介護、料理、健康、歯磨きなどさまざまな内容の講座を放送し、シリーズ化します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	日赤講習会・青少年赤十字活動の支援	日赤県本部から講師を招き、救急法や健康生活支援等の講習や小中学生を対象に青少年赤十字活動を支援しています。今後も赤十字の活動について周知するとともに、救急時の対応について理解を促進します。	継続
2	バリアフリーやユニバーサルデザインについての周知啓発	社協だより等を活用し、バリアフリーやユニバーサルデザインについて周知します。	継続

4 交流やつながりの充実

(1) 地域交流の機会と場の充実

めざす方向性	
<p>■ 社会参加を促すため、年齢の違いや障がいの有無に関わらず、誰もが気軽に集い、交流を深めることができる場や機会の充実を図ります。また、地域福祉活動の担い手の育成に努め、地域活動の活発化につなげます。さらに、さまざまな既存資源の活用について関係機関や住民、団体等と連携・協議を行い、地域における活動や交流の拠点づくりに努めます。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自分から外に出る機会をつくりましょう。 ●地域活動や行事に隣近所も誘いましょう。 ●地域の行事や子ども会、老人クラブに関心を持ち、参加するよう心がけましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館等を活用し、身近な集える場をつくりましょう。 ●地域の行事を周知し参加を促しましょう。特に転入者などには意義なども説明し関心を持ってもらうように努めましょう。 ●子どもから高齢者まで、誰もが参加できる行事を計画しましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア団体等は新規会員の勧誘に努めましょう。 ●老人クラブによる児童・生徒の通学見守りをしましょう。 ●福祉まつりを、どの世代でも関心を持ち、参加しやすい内容を盛り込んで充実させましょう。 ●社協だよりで地域の取り組みや行事などを紹介し、情報発信を行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●誰もが気軽に参加しやすい地域行事や交流会の開催を支援します。 ●ボランティア育成の支援を行います。 ●防災行政無線や老人クラブへの周知などを活用して、学校行事に地域の高齢者が参加しやすい支援をします。 ●移動手段の確保について、さまざまな情報収集と検討を行います。 ●町立保育園は地域に開かれた園として、さまざまな人が集まり、利用できるよう配慮に努めます。 ●町内の公共施設について、地域住民の交流や活動の場としての利用を促進します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	老人クラブ活動への支援	各単位老人クラブおよびさんさんクラブ連合会への助成を行っています。老人クラブへの新規加入者が少ないことから加入促進を図るとともに、連合会運営の協力を充実させていきます。	拡大
2	障がい者スポーツ大会への助成	障がい者の心身の健康づくりを促進するため、障がい者スポーツ大会への参加交通費の助成を行い、参加を支援します。	継続
3	福祉まつりおよび障がいふれあいレクリエーションの開催	住民の福祉への理解と障がい者とのふれあい交流を目的に開催しています。今後も周知を図り、参加を呼びかけるとともに、さらなるボランティアの協力により、実施内容の工夫・充実を図ります。	継続

基本目標 2 : 地域における福祉サービスの質を高めるために

現状と課題

- 公的サービスや支援制度が複雑化しており、サービスや制度に関するわかりやすい情報提供が必要です。福祉に関する各分野についてサービスの維持・充実を図っていくとともに、分野ごとでは解決できない「制度の狭間」の困りごとにも対応できるよう、庁内各課や社会福祉協議会、関係機関の連携が必要です。
- 民生委員・児童委員をはじめとした地域の担い手や福祉サービスを担う専門職といったさまざまな担い手が不可欠ですが、少子高齢化の進行により、多くの団体や事業所において担い手不足が課題となっています。地域において意欲的に活動する住民を増やしていくためにも、福祉に関する人材の育成やボランティアの周知に努め、地域に福祉推進の基盤を強化していくことが重要です。
- 多くのボランティア団体が、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、活動に影響が出ています。適切な感染症対策を講じながら、ボランティア団体が活動できる環境づくりが必要です。
- 近年、大きな災害が頻発しており、日頃からの災害への備えの重要性が高まっています。災害発生時にも地域内での支え合いのもとで、円滑に避難行動をとることができるよう、日常でのつながりづくりや訓練への参加が重要です。
- 災害が発生した際に、避難行動やその後の避難所運営がスムーズにできるようにするためには、関係機関での連携体制の構築や支援物資の計画的な備蓄、非常時に活躍する担い手の育成が大切です。
- 安心して日常生活を送るためには、町民一人ひとりの心身や権利、財産等の安全が確保されていることが大切です。関係機関や団体の連携のもとで意識啓発や見守り活動等が必要です。また、普段の生活の中で誰もが安全に、安心して出かけることができるようにするためには、一人ひとりが交通安全意識を持ち、交通ルールを守ることが大切です。

1 福祉サービスの質の向上

(1) 福祉サービスの充実

めざす方向性	
<p>■ 相談窓口間の連携を強化するだけでなく、支援していく機関とも連携することで、多様で複雑な課題をスムーズに解決できる体制づくりを進めます。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●どんなサービスがあるのか日ごろから福祉に関心を持ちましょう。 ●福祉サービスについて理解し、適切に利用しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●行政の行う説明会に参加しましょう。 ●周りに困っている人がいたら、行政や地域関係者の相談窓口を紹介してあげましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービス事業所での行事などに地域からの参加を求め、交流を深めながら、同事業所との信頼関係を築きましょう。 ●社会福祉協議会は、制度の狭間の問題への支援体制の構築のため、関係機関と連携のうえサービスの維持・充実に努めます。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携を強化し、制度の狭間の困りごとなどがあつた場合には、迅速に対応できる体制を整えます。 ●町内の福祉サービスについて、公民館や地域行事、イベント会場等を活用して説明会を行います。 ●各福祉・介護分野でのそれぞれの行政計画を進めることにより、サービスの質や量の充実に図ります。 ●窓口対応を向上させるため職員研修の充実に図ります。 ●多機能型サービスや福祉サービスを総合的に提供する共生型サービスの推進に向け、事例収集と検討を進めます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	介護保険サービス事業の充実	◎ 居宅介護支援事業 居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、支援することを目的にケアプランの作成を行います。	継続
2	指定特定相談事業	障がい者児の方々の日常生活を支援するための福祉サービス利用計画を作成しています。今後は、重度の障がいを持つ方でも住み慣れた地域で暮らすことができるよう、福祉サービス事業所との連携を強化し、適切な利用につなげていきます。	継続
3	ふれあい給食サービス事業	在宅で一人暮らしの高齢者、高齢者世帯、障がい者世帯、その他調理が困難な方の世帯へ希望に応じて、週5日の夕食の配達と配達時の安否確認を行っています。	継続

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
4	福祉用具の点検、貸出	電動ベッド、車いす、ポータブルトイレ等の福祉機器の無料貸出を行っています。今後も、福祉用具の適切なメンテナンス、貸出を行い、地域での生活を支援します。	継続
5	介護予防ケアマネジメント	要支援者が要介護状態にならないよう、介護予防プランを作成しています。地域包括支援センターや関係機関等との連携を強化するとともに、職員などの人員体制の確保に努めます。	継続
6	地域包括支援センターへの協力体制の整備	地域包括支援センターとともに、新たな「地域包括ケアシステム」の構築を目指す協力体制を整備していきます。	継続
7	いきいきサロン事業	町内 24 公民館で実施しており、介護予防運動に取り組んでいます。今後は、認知症予防にも力を入れていきます。	継続
8	あい♡paraす事業	高齢者や障がい者、子育て世帯等が、日常生活において地域とのつながりを持ち、生き生きと元気に過ごせるよう、有償ボランティアによる生活支援や相談援助を行います。	継続
9	老人福祉館の管理運営	町から管理者の指定を受けており、火気、物品の取扱いにも十分注意するなど、適切な運営を心がけます。老人クラブをはじめボランティア等各種団体の研修交流施設として、広く住民への貸出しを行います。	継続

(2) 専門職の研修機会の充実

めざす方向性	
<p>■ 関係機関と連携を図り、専門職や地域の担い手の研修会や情報交換および交流活動を支援することで、スキルアップとサービスの質の向上を図ります。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自分の住む地域の民生委員・児童委員を知り、顔の見える関係をつくりましょう。 ●民生委員・児童委員に積極的に相談しましょう。 ●介護職員初任者研修等の講座を積極的に受講しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●困りごとがあれば、民生委員・児童委員に積極的に相談しましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員は社会福祉協議会や町、関係機関とつながりを持ち、協力できる体制をつくりましょう。 ●福祉サービス事業所は、職員の研修会への参加を促しましょう。 ●社会福祉協議会は、民生委員・児童委員の活動を支援し、研修や情報交換の場を充実します。 ●社会福祉協議会は、介護職員初任者研修等の講座を企画します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●民生委員・児童委員の活動を支援し、研修や情報交換の場を充実させます。内容については、救命・防災・成年後見制度・子どもの貧困・生活保護など、幅広いものとなるよう検討します。 ●団体が企画する研修会等を支援します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	民生委員児童委員協議会の運営支援	毎月、定例会を実施しており、スムーズな運営のため支援の充実を図ります。	継続
2	介護職員初任者研修の開講	今後、ますます増加が見込まれる高齢者、また障がい者の方々等が、住み慣れた町でこれからも安心して暮らしていけるよう、支援する福祉人材の育成を行います。	継続
3	西臼杵広域ケアマネジメント連絡協議会	西臼杵郡内のケアマネジャーや各施設との広域的な連携強化を図ります。	継続

(3) 福祉人材の養成支援

めざす方向性	
<p>■ 福祉人材の養成支援のため、住民の中からの人材の発掘に取り組みます。また、学生などのU・I・Jターンの促進と移住後の支援を充実し、人材の確保に努めます。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 広報誌などでの情報収集をしましょう。 ● 行政や団体の事業を活用しましょう。 ● 行政などが行う講座に積極的に参加しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板などでの情報交換をしましょう。 ● 民生委員・児童委員などの地域における役割を理解し、地域の人に周知しましょう。 ● 民生委員・児童委員との関係を密にしましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政と連携して研修会などの機会をつくりましょう。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の担い手に住民が興味を持てるよう、その活動内容の周知に努めます。 ● 関係機関と連携して、研修などの企画をします。 ● 奨学金制度の見直しと周知を行います。

2 ボランティア活動の充実

(1) ボランティアの育成

めざす方向性	
■ ボランティア活動に参加する機会を増やし、誰もが参加しやすい体制を整えます。	
■ 既存のボランティアが活動を充実させていけるよう、活動のフォローアップを行います。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●地域においてどんなボランティア活動が行われているのか、関心を持ちましょう。 ●地域で行われているボランティア活動に積極的に参加しましょう。
地域が 取り組むこと	●ボランティア活動の拠点として、公民館などの場所を提供しましょう。 ●地域内での困りごとについて、地域でできることはないか話し合ってみましょう。 ●ボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
団体が 取り組むこと	●地域でできるボランティアの企画をしましょう。 ●ボランティアの参加を呼びかけましょう。 ●社会福祉協議会は、高齢者などの経験や能力を地域活動に活かす場を設けます。 ●町内で行われているボランティア活動の状況を共有し、活発に活動している団体についての情報を発信します。
行政が 取り組むこと	●ボランティアに関する広報をします。 ●ボランティア活動を行う地域や団体への支援を行います。 ●ボランティアのきっかけとなるよう、福祉教育を充実します。 ●町内で行われているボランティア活動の状況を共有し、活発に活動している団体や適切な感染症対策を講じた活動などについての情報を発信します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	ボランティア連絡協議会の開催	ボランティアセンターに登録しているボランティア団体により、年3～4回開催されています。各団体への情報提供や団体同士の情報交換の場として充実を図るとともに、団体の新規加入を進めます。	継続
2	ボランティア活動に関する相談、斡旋	個人・団体・学校等のボランティアに関する相談窓口を設けるとともに、必要に応じて斡旋を行っています。今後もボランティアの相談窓口について周知を図ります。	継続
3	ボランティア活動に関する情報の収集	町内や県内のさまざまなボランティアに関する情報収集の充実を図ります。	継続
4	ボランティアに関する情報提供	広報誌「ボランティアのひろば」や社協だよりにおいてボランティアに関する情報の提供を行います。	継続
5	青少年健全育成の強化	閉じこもりや不登校の児童・生徒が増加していることから、相談体制を充実するとともに、ボランティア活動を通じて青少年の健全育成を図ります。	継続
6	ボランティアの育成	研修会の実施、「福祉まつり」において若年層ボランティアの活動の場の提供を行っています。今後もボランティアに対する意識を高めるため、意識向上のための取り組みの工夫を行います。	拡大
7	ボランティアに関する研修や講座の開催	年に数回程度、ボランティアに関する研修や講座を開催しており、今後も青年層を中心とした参加者の増加を図ります。	継続
8	小・中学校との連絡・調整	子どもの頃からボランティア活動に接する機会を充実するため、学校との連携を強化し、連絡・調整を行います。	継続
9	シルバー人材センターの運営	平成14年に設立し、健康で働く意欲のある高齢者の生きがいづくりや社会参加、福祉の増進、経済的地位の向上を図るとともに、就業を通じて地域社会の発展への寄与を目指します。	継続

3 防災活動の充実

(1) 平常時の備えの充実

めざす方向性	
■ 災害時の円滑な避難行動に備えるため、要支援者の把握を行い、災害時の支援を確立できる体制を整えます。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 家族で防災用品を備え、防災マップで避難経路、避難場所の確認をしましょう。● 避難訓練などに日ごろから積極的に参加しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 要支援者の把握をしましょう。● 危険箇所の把握と報告を行いましょう。● 地域での避難訓練を行いましょう。● 災害時には、隣近所の助け合いが重要になるため、日頃から声をかけ合える関係づくりに努めましょう。● 自主防災組織を活性化し、災害時に支援し合える体制を整えましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 防災協定など協力しましょう。● 避難訓練において、災害が発生した場合でも適切な対応ができるよう、訓練内容を多様化させることで、一人ひとりの防災意識を高めましょう。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">● 防災協定への協力を団体や事業者に働きかけます。● 避難訓練の実施と働きかけを行います。

(2) 災害時の体制づくりの構築

めざす方向性	
■災害時に地域全体で協力しあって安全に避難できるような体制をつくります。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動要支援者名簿の作成や活用に理解し協力しましょう。 ●積極的に消防団等の活動に参加しましょう。 ●公民館組織へ加入しましょう。 ●高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に配慮し、災害時には協力しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●小组単位での連絡網をつくり、支援体制を整えましょう。 ●消防団等の活動への協力をしましょう。 ●子どもや一人暮らしの高齢者、障がいのある人など災害時や緊急時の要援護者について把握し、関係機関などと情報を共有しておきましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会は災害ボランティアセンター運営について訓練を行い運営体制の充実を図ります。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●災害ボランティアや防災士の育成に努めます。 ●関係機関との連携の強化を図ります。 ●災害時の避難所での生活が困難な高齢者や障がいのある人などの受け入れ先として、状況に応じて、民間福祉施設を活用します。 ●高齢者や障がい者等に避難行動要支援者リスト、個別の避難行動計画を作成し、公民館や消防団等と協力して安全に避難できる体制づくりに努めます。 ●避難所における支援物資や備品の備蓄など、設備の充実を図ります。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	防災ボランティア連絡協議会の開催	町内関係機関と連携し、防災ボランティア体制の強化と防災意識を高めるため平常時から連絡強化に努めていきます。	継続
2	災害ボランティアセンター運営訓練の実施	日頃からの防災意識を高めるために、災害ボランティアの養成を行い、各ボランティア団体等との連携強化を図ります。社会福祉協議会職員をはじめ、町民の防災意識を高めるために、いざというときのための研修会等を実施します。	継続
3	災害時の連絡体制の連携強化	災害時における連絡体制整備を図ります。	継続
4	五ヶ瀬川水系社会福祉協議会や県内社会福祉協議会との連携強化	五ヶ瀬川水系社会福祉協議会内での職員災害ボランティアセンター訓練等や日頃からの連絡強化を図ります。	継続

4 防犯・交通安全活動の推進

(1) 地域の防犯力の向上

めざす方向性	
■ 地域住民が犯罪に巻き込まれないよう関係機関が連携し、犯罪のない安全で安心して暮らせるまちを目指します。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●自宅等は戸締りをしましょう。●子どもたちの登下校時の見守り活動をしましょう。●地域で不安を感じるがあれば、すぐに相談しましょう。また、緊急の場合には警察に通報しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●地域で見守り活動を行いましょう。●防犯灯を設置しましょう。●うそ電話詐欺や訪問販売など、高齢者が被害者となりやすい犯罪について情報を共有しましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●社会福祉協議会は老人クラブや地域サロンで防犯や交通安全について講習会を計画します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">●防災行政無線、テレビ高千穂、公民館でのパンフレットの配布を通して、うそ電話詐欺、悪徳商法および不審者情報の提供の充実を図ります。●下校時に合わせて、防犯パトロールを実施します。●防犯パトロールや地域の防犯意識の向上のため、関係機関との連携を強化し啓発を行います。

(2) 交通安全活動の充実

めざす方向性	
<p>■ 地域住民が安心して出かけられるよう、また、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践ができるよう、交通安全活動の充実を図ります。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりが交通ルールを守り、交通安全に努めましょう。 ●免許証の返納を検討しましょう。 ●高齢者講習へ参加しましょう。 ●「体調が悪いときや夜間、雨天時、不慣れな場所での運転は控える」といった自身で決めた運転ルールを守る「制限運転」を積極的に実践しましょう。
地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で見守り活動を行いましょう。 ●交通安全の呼びかけを行いましょう。
団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や地域での交通安全に関する講習を充実させましょう。 ●交通安全を推進するイベントを実施しましょう。 ●社会福祉協議会は老人クラブや地域サロンで防犯や交通安全について講習会を計画します。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●防災行政無線等を活用し、漫然運転追放、飲酒運転の根絶等の啓発活動を行います。 ●警察と連携して、交通安全教室を開催します。 ●防犯パトロール車（青パト）での見回りを定期的に行います。 ●免許証の返納を呼びかけます。 ●無理な運転を控えることで交通事故を防止する「制限運転」の周知・啓発に取り組みます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	防犯・交通安全に関する周知啓発	社協だよりにおいて、悪徳商法等の被害や運転の交通マナーなど、防犯・交通安全に関する周知啓発を図ります。	継続
2	防犯や交通安全についての講習会の開催	ふれあいいきいきサロンなどで防犯や交通安全についての講習会を開催します。	継続

基本目標 3：地域で安心して暮らしていくために

現状と課題

- 情報を手にする手段は多様化し、世代によっても異なります。若い世代から高齢者まで、サービスを必要としている人に必要な情報が行き渡るよう、情報発信手段の活用と、わかりやすい情報の発信が必要です。
- 地域福祉への意識を高めるためには、住民が関心をもてる、わかりやすい情報発信をしていくことが重要です。また、いま自分に必要ではない情報でも、繰り返し目につく場所で啓発を行うことで、いざという時に誰かに情報を伝えることができたり、自分の助けになることがあります。
- 地域の課題が深刻化するのを未然に防ぐためには、些細な困りごとでも誰かに相談できる環境を整え、住民にとって身近な圏域の中での支え合いで解決できるような体制を構築することが重要です。困りごとを抱えた時に、誰もがすぐに相談でき支援につながるよう相談窓口の明確化と周知、関係機関との連携を強化していく必要があります。
- 障がいのある方、認知症の方など、福祉サービス等を必要とする人が、自らの意思と判断に基づき、適切な財産管理のもと、適切なサービスを利用できるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等に関する情報提供や啓発など、制度の利用を推進することが必要です。
- 虐待や家庭内暴力は、第三者が関与しにくい現状があります。日常的に地域内でかわりを持ち、見守りの中で異変を感じたらすぐに相談できる体制が必要です。
- 生まれ育った環境の事情等により、子どもの現在および将来が左右されるケースが生じています。子どもの将来が、生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子ども本人を中心とした支援体制を構築し、子どもの貧困の解消に向けて取り組んでいく必要があります。
- 罪を犯した人が、再犯に及ぶことなく、地域の理解を得ながら更生していくために、再犯防止の取り組みについて、住民一人ひとりをはじめとして、地域全体で理解と協力をしていく必要があります。

1 情報提供の充実

(1) わかりやすく情報を伝える

めざす方向性	
■必要な人に必要な情報が届く体制づくりを行うとともに、わかりやすく情報を伝える工夫をします。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●広報誌や回覧板などをよく読み、福祉に関する知識を積極的に身につけましょう。
地域が 取り組むこと	●公民館の中に福祉部を組織しましょう。 ●公民館や地区の役員、民生委員・児童委員を通じて情報を提供していきましょう。
団体が 取り組むこと	●福利厚生について周知しましょう。 ●見学などの希望があれば、受け入れを積極的に行いましょう。
行政が 取り組むこと	●世代にあった周知方法（SNS、テレビ高千穂、公民館回覧）で情報を提供します。特に、町公式のLINEを活用し、誰もが緊急情報や必要な情報をいち早く得られるようにします。 ●病院外来待合室待ち時間の中で地域住民に、テレビ高千穂を活用し、福祉の情報や福祉相談窓口等の情報を流します。また、チラシを貼るなど情報を提供します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	社協だよりの活用（再掲）	地域住民に社協だよりを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	継続
2	社協ホームページの活用（再掲）	地域住民に社協ホームページを通じて、社会福祉協議会の活動や福祉サービスに関する情報提供の充実を図ります。	継続

(2) 情報を受け取る側の意識を高める

めざす方向性	
■ 地域・団体・行政がいろいろな情報に目を向ける仕組みをつくります。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板はしっかり見て、すぐに回すようにしましょう。 ● 広報誌や社協だよりをみる習慣と防災無線を聞く習慣を身につけましょう。 ● 自分が知り得た情報で必要な人がいたらすぐに伝えましょう。 ● 福祉に関する説明会に積極的に参加し、自ら情報を求めましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館の中に、福祉部を組織しましょう。 ● 地区の民生委員・児童委員や母子保健推進員など、福祉の支援に携わる人は自らの役割について周知しましょう。 ● 転入者がいたら、館長や組長、隣近所の人から情報を伝え、地域活動への参加と公民館加入についてお願いしましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉サービス事業所は、利用者やその家族に必要な支援の情報を十分に説明しましょう。また、サービス内容を理解してもらうために施設見学を積極的に行いましょう。 ● 社協だよりで福祉サービス情報の提供を行います。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 回覧板に入れる情報を見やすく、工夫します。 ● 病院外来待合室待ち時間にある地域住民に、テレビ高千穂を活用し、福祉の情報や福祉相談窓口等の情報を流します。また、わかりやすいポスターやチラシを活用して情報を提供します。

2 地域の相談体制の充実

(1) 地域で相談できる人を作る

めざす方向性	
■ 気軽に声をかけることができ、顔がみえる関係性をつくれる地域をつくります。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自分からあいさつをしたり、声かけを行いましょう。 ●隣近所に関心を持ちましよう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館組織と民生委員・児童委員が連携し協力して見守り活動を行いましょう。 ●民生委員・児童委員など限られた人に過度な負担がかからないように見守り活動に協力し、福祉活動の方法を工夫しましよう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉協議会は地域サロンを活用し、福祉サービスに関する相談を行い、身近な地域で気軽に相談できる体制を充実します。 ●社会福祉協議会は、公民館組織と民生委員・児童委員が連携し協力して行う見守り活動を支援します。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●各地区の公民館長、民生委員・児童委員の担当を周知します。 ●公民館組織と民生委員・児童委員が連携し協力して行う見守り活動を支援します。 ●地域包括支援センター等の福祉に関する関係機関について周知を進めます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	困難事例等の把握	民生委員・児童委員や地域住民などからの連絡・相談を受け、関係機関との訪問、専門機関への連絡・調整を行います。困難事例は複雑多様化していることから、関係機関との連携の強化を図ります。	継続

3 個人の権利の尊重

(1) 生活弱者を守るために

めざす方向性	
■ 支援の必要な人に支援が行き届き、誰もが等しく暮らせる地域をつくります。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●近所や周りの人に目を向けましょう。 ●おせっかいするくらいの気持ちを持って助け合い、相談しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●公民館で権利擁護のことや制度などの学習会を行いましょう。 ●見守り体制をつくり、地域の人たちの様子を気にかけてみましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護のことや制度などの学習会を行いましょう。 ●権利擁護に関する支援やサービス利用などの情報提供を図りましょう。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●住民との信頼関係を築きます。 ●顔の見える関係をつくります。 ●権利擁護に関する支援やサービス利用について適切な情報が提供できるよう職員研修の充実を図ります。 ●成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及啓発に努めます。 ●成年後見制度を必要としている人が適切に利用できるように、つなぐ仕組みづくりを進めます。 ●広域自治体により設置された中核機関を中心に、地域包括支援センターや社会福祉協議会など関係機関とのネットワークの構築を図り、権利擁護に関する普及啓発や相談の充実を努めます。 ●ヤングケアラー（大人が担うと想定される家事や家族の世話を日常的に行っている子ども）に関する知識の普及啓発を図ります。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	成年後見制度の普及と利用促進	民生委員・児童委員などを中心に、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図ります。	継続
2	日常生活自立支援事業の普及	自分の判断能力に不安がある方を対象に金銭や書類等の管理を行う事業を実施しています。今後も制度の普及啓発、利用促進を図ります。	継続
3	たすけあい資金の活用と生活指導	思いがけない出費により日常生活に支障をきたし、他からの融資を受けることが困難な人に対して、短期間無利子で資金の貸付を行っています。今後も制度の普及啓発、利用促進を図ります。	継続
4	生活支援員の養成	生活支援員の養成を行います。	継続

(2) 虐待防止の強化

めざす方向性

- 虐待など権利をおびやかすことに対して、目を背けず、勇気をもって手をさしのべることができるまちをつくります。
- 施設・事業者、保健・医療関係機関、教育関係機関、警察、法律関係者、民間団体などと連携し、障がいのある人や乳幼児から高齢者までの虐待防止体制の充実を図ります。

みんなで取り組むことは？

町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待が疑われる場合は、すぐに通報しましょう。 ●虐待について知る機会を持ちましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待が疑われる場合は、すぐに通報しましょう。 ●隣近所で気になる人がいたら、お互いに気にかけて見守りましょう。 ●虐待を受けている恐れがある人を発見した場合や住民からの相談を受けた場合は、相談機関につなげましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●研修などに積極的に参加し、支援・対応の仕方を身につけましょう。 ●研修会に参加して、各事業所に周知しましょう。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●虐待に対して、住民が正しい認識をもてるよう啓発するとともに、相談窓口の周知を図ります。 ●虐待に関する情報について庁内および関係機関で共有し、町民へ適宜周知します。 ●虐待の被害にあった人を一時的に保護する施設について確保に努めます。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	制度の周知と関係機関との連携	児童生徒、障がい者、高齢者への虐待防止に向け、広報誌を使い、制度の理解や対応等について、住民への周知を図るとともに虐待の情報を得た場合は関係機関へ知らせるなど防止に努めていきます。	継続

(3) 子どもの貧困対策の推進

めざす方向性	
<p>■ 子どもたちが自らの生まれ育った環境に左右されず、自分の希望に沿って人生を選択できるような地域を目指します。</p>	
みんなで取り組むことは？	
町民が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で困っている子どもがいたら、寄り添う気持ちを持つとともに、関係機関に相談しましょう。
地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちが豊かに育つ地域となるよう、居場所や機会を作りましょう。
団体が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉に関する相談支援において、子どもに関する困りごとにも対応できるよう、情報や支援体制を整えましょう。 ●フードバンク事業の実施を通して、生活支援を行いましょう。
行政が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●学校や教育委員会、社会福祉協議会との連携のもとで教育に関する支援を充実させます。 ●生活困窮者自立支援制度などの制度を活用するほか、子どもの居場所づくりやヤングケアラー支援の検討など、生活の安定を目指した支援を実施します。 ●保護者の就労支援に向け、雇用に関する関係機関と連携します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	フードバンク事業の実施	食材等の宅配・子ども食堂の運営を通して、子どものいる家庭への見守り、必要な支援が受けられるように努めます。	新規

4 関係機関・団体の連携

(1) ネットワーク体制の充実

めざす方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 支援を必要とする人や町民・地域・団体・行政などみんなの顔が見えるまちをつくりま す。 ■ 複雑化・複合化した課題の対応ができるよう、関係機関の機能や持っている技術をお互 いに把握し、いざという時に協力ができる体制をつくりま す。 	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●公民館（小組）に入り、さまざまな活動に参加しましょう。
地域が 取り組むこと	●地域で活動する際は、まわりに声かけを行いましょ
団体が 取り組むこと	●他の団体や組織と連携しましょ ●社会福祉協議会は地域の担い手から福祉事業所、団体といった多様 な機関と連携を強め、いざという時につなぎ役となります。
行政が 取り組むこと	●ネットワーク構築のためのツールをつくりま ●行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、福祉事業所、学校、警 察署、金融機関等が連携し、地域ネットワーク会議を行います。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	行政・医療・保健福祉 との連携強化	行政や保健・医療機関と連携を図り、連絡・調整体制を強 化します。また、個人情報管理の管理体制を強化するとともに、 情報共有の充実に努めます。	継続
2	社会福祉団体との連 絡・調整	各種福祉団体と連携を図り、連絡・調整体制を強化すると ともに、情報共有の充実に努めます。	継続
3	民生委員・児童委員と 関係機関との連絡調 整、活動の支援	民生委員・児童委員と関係機関との連絡調整、活動の支援 を行います。また、困難ケースについては、関係機関とケー ス検討会を行い、迅速な対応を図ります。	継続

5 生活困窮者への支援

(1) 経済的支援の推進

めざす方向性	
■ 困ったら迷わず相談できるよう、相談しやすい環境をつくとともに、適切な支援を行います。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●金銭感覚を身につけましょう。 ●生活について困りごとがあれば、行政や自立相談支援機関などに相談しましょう。 ●周囲に困っている人や困窮者がいれば、行政に相談しましょう。
地域が 取り組むこと	●利用できる支援金や助成金、給付金について、公民館や小组単位で話す機会や考える機会を設けるなどして関心を持ちましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●各関係機関と連絡を密にとって生活困窮者への対応、早期発見に努めましょう。 ●広報誌を使って制度の周知を行いましょう。 ●教員OBを活用した教育支援の場をつくりましょう。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●経済的に支援が必要な人が利用できるサービスを検討します。 ●所得段階によって、行政が必要な分を支援します。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	生活福祉資金の活用と生活指導	低所得者や高齢者、障がいのある人の世帯に、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行い、生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉および社会参加の促進を図ります。	継続
2	たすけあい資金の活用と生活指導（再掲）	思いがけない出費により日常生活に支障をきたし、他からの融資を受けることが困難な人に対して、短期間無利子で資金の貸付を行っています。今後も制度の普及啓発、利用促進を図ります。	継続
3	母子寡婦福祉協議会の活動支援	会員の高齢化、新規加入者の減少が問題となっていることから、母子寡婦福祉協議会の活動を支援します。	継続
4	母子寡婦福祉協議会への助成	母子寡婦福祉協議会への福祉助成金を配分し、協議会の育成に努めます。	継続
5	法律相談の実施	弁護士による無料法律相談を実施しています。今後も町民に対して周知を行い、事業を推進します。	継続
6	みやざき安心セーフティネット事業	生活困窮者等の自立を支援することを目的に、本事業に参加している町内の社会福祉法人と連携・協働し、総合生活相談や経済的援助（現物給付）を行います。	継続

(2) 就労支援の推進

めざす方向性	
■ みんなの働く場をつくることで、平等に生活できる町づくりを目指します。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●就職の情報を入手しましょう。 ●障がいを持っている方への偏見をなくしましょう。
地域が 取り組むこと	●就労するうえでの相談などにのりましょう。
団体が 取り組むこと	●障がいのある人が働く場をつくりましょう。
行政が 取り組むこと	●資格取得のための費用を助成する制度の情報を積極的に提供します。 ●障がい者への就労支援を行います

6 再犯防止の推進(高千穂町再犯防止推進計画)

(1) 関係機関との連携強化とサービスの適切な提供

めざす方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 更生を地域全体で支えていくため、関係機関との連携を強化します。 ■ 罪を犯した人が福祉や医療サービスが必要な場合に、適切に受けることができるよう体制を整備します。 ■ 学校や地域における非行の未然防止に向けた支援に取り組みます。 	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもたちの健全育成に協力しましょう。
地域が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で子どもたちを見守りましょう。 ●地域で困っている人を見かけたら、関係機関に相談しましょう。
団体が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●保護司会等は、罪を犯した人の社会復帰の支援や再び罪を犯すことを未然に防ぐため、地域の関係機関や国、県の公的機関等との連携を強化しましょう。 ●保護司会や警察、学校などの連携を中心として、困難を抱える青少年のさまざまな問題について、指導・支援を行いましょ。 ●保護司会は更生保護に携わる更生保護女性会、BBS会等の更生保護団体や関係機関との情報交換や意見交換を実施する連絡会を行いましょ。
行政が 取り組むこと	<ul style="list-style-type: none"> ●自立した生活が困難な出所者等が出所後速やかに支援を受けることができるよう、関係機関と連携し調整を行います。 ●町全体での再犯防止の推進に向け、保護司会をはじめとした地域の関係機関と連携を強化します。

(2) 就労の確保

めざす方向性	
■ 罪を犯した人が安定した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し就労の確保の支援を行います。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●誰もが安定した生活が送れるよう、さまざまな人の就労について理解を深めましょう。
地域が 取り組むこと	●地域の中で誰もが支え合って生きていく意識を持ちましょう。
団体が 取り組むこと	●企業や事業所は、協力雇用主について理解し、協力しましょう。
行政が 取り組むこと	●就労相談や就労支援、協力雇用主としての理解や協力についての働きかけを行います。 ●生活困窮者自立支援事業による支援を通じ、生活の安定を図ります。 ●改善更生に協力する協力雇用主が増加していくよう、保護司会と協力し、その意義などを周知することで新規開拓に努めます。

(3) 広報・啓発活動の促進

めざす方向性	
■ 地域住民の理解と協力を得ながら地域社会で孤立させないことで、再犯の防止につなげ、安心して暮らせる社会を目指します。	
みんなで取り組むことは？	
町民が 取り組むこと	●「社会を明るくする運動」などを通して、更生保護への理解を深めましょう。
地域が 取り組むこと	●地域全体で再犯防止の取り組みの理解が深まるよう、正しい情報を共有しましょう。
団体が 取り組むこと	●保護司会を中心とし、再犯防止の取り組みが多く住民に周知されるよう、「社会を明るくする運動」強調月間等において、関係機関と連携して犯罪予防活動の啓発の取り組みを進めましょう。
行政が 取り組むこと	●「社会を明るくする運動」強調月間をはじめとして、関係機関との連携のもと、再犯防止の取り組みを広報やホームページ等を活用し、多くの住民に周知をすることで、再犯防止に向けた地域の理解を広げます。 ●更生保護サポートセンターなどが実施している再犯防止や非行防止、健全育成に関する活動を支援します。

第5章 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している町民自身です。住み慣れた地域で支え、助け合える地域社会を実現させていくためには、行政の取り組みだけでは不十分であり、地域住民との協働が不可欠となります。また、地域には多様な福祉ニーズが潜在しており、それらのニーズに対応していくためには、地域の中で活動するボランティア、NPO、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら協働して計画を推進していくことが重要となります。

(1) 住民の役割

住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持つことが大切です。

一人ひとりが自らの地域を知り、自ら考え、地域で起こっているさまざまな問題を地域の中で解決していくための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、ボランティアなどの社会活動に自ら積極的かつ主体的に参画することに努めます。

(2) 福祉サービス事業者およびNPOの役割

福祉サービスの提供者・協力者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供および周知、他のサービスとの連携に取り組むことが大切です。

今後ますます多様化する福祉ニーズに対応するため、すでに実施している事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、住民が福祉へ参加するための支援、福祉のまちづくりへの参画に努めます。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を推進していくことを使命とし、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進することを目的とした組織です。

そのため、行政と連携しながら本計画の推進役を担うとともに、その推進において町民や各種団体、行政との調整役としての役割を担います。

社会福祉協議会活動計画

No.	事業・活動	取り組みの内容	方向
1	役員会の開催	社会福祉法人として、事業計画、事業報告・予算・決算等について理事会および評議員会を開催し、協議・承認を得て、事業の推進を図ります。	継続
2	介護保険事業等の効果的運営	住民のニーズや財政面、人員体制の確保等を考慮し、居宅介護支援事業の効果的な運営に努めます。	継続
3	社協会員の加入促進	社協会員の加入促進を図ります。	拡大
4	共同募金の推進	◎戸別募金 公民館長会を通じて、全世帯に共同募金の理解を促し、募金協力への依頼を行っています。今後も、募金について周知を図り、募金運動を推進します。	継続
		◎職域募金 各職場で共同募金の理解を促し、募金協力への依頼を行っています。今後も、募金について周知を図り、募金運動を推進します。	継続
5	福祉バザー	日常生活で不要になったものを提供してもらい、「福祉まつり」で販売し、収益を共同募金運動の募金としています。今後も周知を図り継続していきます。	継続
6	歳末助け合い運動の推進	寝たきり高齢者や一人暮らし高齢者、ひとり親家庭の該当者調査を行うとともに、困窮世帯に対して支援を行います。今後も、支援が必要な人の把握を進めるとともに、地域の実情やニーズに応じた運動を展開します。	継続
7	寄付金	寄付金を受けつけ、社会福祉活動やボランティア活動への活用を図ります。	継続
8	日赤の戸別社資募金	全世帯に社資募金の依頼を行っています。社資募金について周知を図るとともに、募金運動を推進します。	継続

(4) 行政の役割

行政は、町民の福祉の向上を目指して福祉施策を総合的に推進する責務があります。そのため、社会福祉協議会やボランティア団体などと相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

また、地域福祉の推進にあたっては、全庁的な取り組みが必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって施策の推進を図ります。

2 計画の評価・見直し

本計画は、地域福祉の推進に向けた基本的な理念や地域と行政の協働と役割分担の仕組み、そして、地域と行政による重層的な支え合い、助け合いの仕組みづくりについて示しています。

今後、具体的な施策・事業を進めるとともに、町の事業や地域における活動の取り組みを評価・点検し、本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していきます。

資料編

1 高千穂町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、高千穂町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、町民及び社会福祉に係る者の意見を広く聴取するため、高千穂町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、計画の策定及び地域福祉の推進について調査、審議する。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員10人以内の者をもって組織し、次の号に掲げる者の内から町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 住民組織の代表者
- (3) 保健・福祉関係者
- (4) 行政職員
- (5) 町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画策定の完了の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は会議を招集し、その議長となる。

- 2 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

2 策定委員会委員名簿

職 名	氏 名
副町長	藤本 昭人
西臼杵支庁福祉課長	内田 浩二
公民館連絡協議会会長	富高 康雄
民生委員児童委員協議会会長	馬原 利幸
社会福祉協議会事務局長	佐藤 英次
高千穂地区保護司会高千穂支部	興梠 久利
NPO 法人一步会	佐藤 留理子
特別養護老人ホーム雲居都荘	戸高 太治郎
郡保育士連盟の代表	菊池 京子
保健福祉総合センター所長	興梠 晶彦

改訂版
高千穂町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行 高千穂町 福祉保険課
住所 〒882-1192
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井 13
電話 0982-73-1202
ファックス 0982-73-1235

.....

発行 高千穂町社会福祉協議会
住所 〒882-1101
宮崎県西臼杵郡高千穂町三田井 750-7
電話 0982-72-3663
ファックス 0982-72-3672

発行年月 令和5年3月